

○海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例

(平成2年2月26日)
(条例第4号)

改正	平成2年8月13日	条例第14号	平成21年5月29日	条例第4号
	平成3年2月25日	条例第1号	平成21年8月24日	条例第5号
	平成4年2月13日	条例第5号	平成21年11月30日	条例第7号
	平成5年2月15日	条例第4号	平成22年11月30日	条例第1号
	平成6年2月14日	条例第1号	平成23年11月28日	条例第1号
	平成7年2月16日	条例第1号	平成24年2月24日	条例第4号
	平成8年1月22日	条例第3号	平成26年2月13日	条例第3号
	平成9年2月14日	条例第4号	平成27年2月23日	条例第1号
	平成10年2月16日	条例第1号	平成28年3月3日	条例第5号
	平成11年2月15日	条例第1号	平成29年2月20日	条例第2号
	平成12年2月14日	条例第1号	平成30年2月23日	条例第2号
	平成13年2月23日	条例第7号	平成31年2月22日	条例第1号
	平成14年2月22日	条例第2号	令和2年2月27日	条例第1号
	平成15年2月24日	条例第2号	令和2年11月24日	条例第2号
	平成15年11月28日	条例第5号	令和4年5月20日	条例第1号
	平成17年11月30日	条例第4号	令和5年2月13日	条例第2号
	平成18年2月27日	条例第2号		
	平成19年2月26日	条例第3号		
	平成20年2月8日	条例第2号		
	平成20年8月18日	条例第4号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

2 給与は、他の条例及び第3条第2項に規定する場合のほか現金で支払うものとする。ただし、職員からの申出のあるときは、給与の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

3 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給料)

第3条 給料は、海部地区急病診療所組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成9年海部地区休日診療所組合条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

2 宿舍、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給され、又は無料で貸与される場合においては、これを給与の一部とし、別に条例で定めるところにより、その職員の給料額を調整する。

(給料表)

第4条 給料は、別表第1に定める給料表によるものとする。

2 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第22条に規定する職員以外のす

すべての職員に適用するものとする。

(職務の級)

第5条 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定める等級別基準職務表によるものとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、管理者が規則で定める。

2 管理者は、前項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

3 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、第1項の規定に基づく基準に従い任命権者が決定する。

(初任給、昇給、昇格等の基準)

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、管理者が規則で定める初任給の基準に従い任命権者が決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、管理者が規則で定めるところにより任命権者が決定する。

3 職員の昇給は、管理者が規則で定める日に、同日前において管理者が規則で定める日以前1年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして管理者が規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として管理者が規則で定める基準に従い決定するものとする。

5 55歳（管理者が規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で管理者が規則で定めるもの）を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて管理者が規則で定める基準に従い決定するものとする。

(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第6条の2 第6条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項又は第5項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の調整額)

第7条 管理者は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないとき、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額を定めることができる。

2 前項の規定による給料の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料の支給)

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、管理者が規則で定める期日に支給する。

2 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した者が即日職員となった場合又は職員以外の地方公務員若しくは国家公務員が退職の日に職員となった場合は、その日の翌日から給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 第2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

(管理職手当)

第9条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち管理者が規則で指定するものについて、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当の月額、その職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額、その100分の25を超えない範囲内で管理者が規則で定める。

3 第1項に規定する職員の職にある職員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は支給しない。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までについては1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの

一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

- (3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第12条 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第13条 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

- 2 住居手当の月額は、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため、交通機関又は有料の道路（以下この項及び次項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で管理者が規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、管理者が規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下この号において「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号及び第3号において「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して管理者が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額）
- ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円
- エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円
- オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円
- カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円
- キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円
- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して管理者が規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（管理者が規則で定める通勤手当にあつては、管理者が規則で定める期間）に係る最初の月の管理者が規則で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の管理者が規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して管理者が規則で定める額を返納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として管理者が規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(時間外勤務手当)

第15条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の125）」とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、勤務時間条例第5条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第3条第2項又は第4条第1項の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対しても、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、定年前再任用短時間勤務職員が、勤務時間条例第5条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- (1) 第1項の勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち管理者が規則で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）
 - (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50
- 6 勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）から第2項に規定する管理者が規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
 - (2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第4項に規定する管理者が規則で定める割合を減じた割合
- 7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項に規定する管理者が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- (休日勤務手当)

第16条 休日勤務手当は、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時

間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。) (勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎水曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては、勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条及び第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、規則で定める日。) 及び勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日 (勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。) において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

- 2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額とする。

(夜間勤務手当)

第17条 夜間勤務手当は、正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その間に勤務した全時間について支給する。

- 2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第20条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第17条の2 管理職員特別勤務手当は、第9条第1項の規定により管理職手当を受けるとする職員 (次項において「管理監督職員」という。) が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等 (次項において「週休日等」という。) に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,500円を超えない範囲内において管理者が規則で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して管理者が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,300円を超えない範囲内において管理者が規則で定める額

- 4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第18条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する管理者が規則で定める日（次条及び第18条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第6項の規定の適用を受ける職員及び管理者が規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 定年前再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に役職段階、職務の級等を考慮して、管理者が規則で定める職員の区分に応じて100分の15を超えない範囲内で管理者が規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定について必要な事項は、管理者が規則で定める。

第18条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第18条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該

支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項から第3項までにおいてこ

これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の管理者が規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(管理者が規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の100を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第18条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第19条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第19条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(第19条第1項に規定する管理者が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 第15条から第17条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから管理者が規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

2 次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第21条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等であ

る場合、休暇による場合その他任命権者が定める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

2 職員が負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この項及び第23条において同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。

3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規定による給与の減額に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第21条の2 第6条、第10条、第11及び第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（会計年度任用職員の給与）

第22条 法第22条の2第1項第1号により採用された職員の給与は、別に条例で定める。

（休職者の給与）

第23条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 法第28条第2項の規定により休職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第18条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により管理者が規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、管理者が規則で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第18条の2及び第18条の3の規定を準用する。この場合において、第18条の2中「前条第1項」とあるのは、「第23条第6項」と読み替えるものとする。

第24条 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可の効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(雑則)

第25条 給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法その他この条例の施行について必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

(給料の切替え及び切替えに伴う措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職員である者の施行日における職員の級及び号給は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び号給と同一とする。

3 前項の規定により施行日における号給を決定される職員に対する施行日以後における最初の第6条第4項、第5項及び第8項の規定の適用については、その者の施行日の前日における号給を受けていた期間を施行日における号給を受ける期間に通算する。

(施行日前の給与の決定その他の手続)

4 施行日前に職員の給与に関してなされた決定その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則 (平成2年8月13日条例第14号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年7月1日から適用する。

(給与の内払)

2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成3年2月25日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条第2項並びに第23条第1項の改正規定並びに附則第6項の規定は、平成3年1月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第3項において同じ。)による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

3 平成2年4月1日からこの条例の施行の日までの間において、この条例による改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、その属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に

異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(休職者の給与に関する経過措置)

- 6 この条例（第23条第1項の改正規定に限る。以下この項において同じ。）による改正後の条例第23条第1項の規定は、この条例の施行の際通勤による負傷又は疾病のため地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされている職員のこの条例の施行の日以後の休職期間に係る給与についても適用する。

(委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成4年2月13日条例第5号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定、第10条第4項を削る改正規定及び第17条の次に一条を加える改正規定は、平成4年1月1日から施行する。

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第3項において同じ。）による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 平成3年4月1日からこの条例の施行の前日までの間において、この条例による改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、その属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成5年2月15日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

3 平成4年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、その受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成6年2月14日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条及び第16条第2項の改正規定は、平成6年4月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第3項において同じ。)による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

3 平成5年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、その属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定によ

る当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 5 平成5年12月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 6 前項の規定の適用を受ける職員の平成6年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第18条の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を減じて得た額とする。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成7年2月16日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 平成6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前項の規定の適用については、職員が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当の額の特例)

- 5 平成6年12月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとな

る期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 6 前項の規定の適用を受ける職員の平成7年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第18条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を減じて得た額とする。

(給与の内払)

- 7 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成8年1月22日条例第3号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
2 この条例による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例 (以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成7年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 平成7年4月1日からこの条例の施行の日 (以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例 (以下「改正前の条例」という。)の規定により、その受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前項の規定の適用については、職員が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成8年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 5 施行日から平成8年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成9年2月14日条例第4号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項、第6条第10項、第8条第5項、第15条第2項、同条第3項、第16条第1項、同条第2項、第17条第2項、第17条の2、第20条及び第21条の改正規定並びに附則第8項の規定は平成9年4月1日から施行する。

2 この条例(前項ただし書きに規定する改正規定を除く。附則第3項において同じ。)による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成8年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

3 平成8年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、この条例による改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、その属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

5 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(海部地区休日診療所組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 海部地区休日診療所組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第20条」を「第20条第2項」に改める。

附 則 (平成10年2月16日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 平成9年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、その受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けるところとなる期間は、管理者の定めるところによる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 5 施行日から平成10年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けるところとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成11年2月15日条例第1号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 3 平成10年4月1日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する

る条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、その属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

- 5 施行日から平成11年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（平成12年2月14日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（附則第3項において同じ。）による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

- 3 平成11年4月1日からこの条例の施行の日（以下この項及び附則第4項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、その受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、管理者の定めるところによる。

（施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

- 4 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受け

る号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 5 附則第3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成11年度分の期末手当の額の特例)

- 6 平成11年12月に改正前の条例第18条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 7 前項の規定の適用を受ける職員の平成12年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第18条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額を減じて得た額とする。

(給与の内払)

- 8 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成13年2月23日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 2 平成12年12月に改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第18条の規定に基づいて支給される職員の期末手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 3 平成12年12月に改正前の条例第19条の規定に基づいて支給される職員の勤勉手当の額が、改正後の条例第19条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる勤勉手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の勤勉手当の額は、

同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる勤勉手当の額に加算した額とする。

- 4 前2項の規定の適用を受ける職員の平成13年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第18条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前2項の差額の合計額（その額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額）を減じて得た額とする。

(給与の内払)

- 5 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

- 6 前各号以外の改正条例は、平成13年4月1日から施行する。

(旧法再任用職員に関する経過措置)

- 7 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号）第1条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用され、同項の任期又は同条第2項の規定により更新された任期の末日が施行日以後である職員（以下「旧法再任用職員」という。）に対する改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例第6条の2第1項、第18条第3項、第19条第2項、第21条の2、別表第1の規定の適用については、旧法再任用職員は、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員でないものとみなす。

附 則（平成14年2月22日条例第2号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当の額の特例)

- 2 平成13年12月に改正前の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第18条の規定に基づいて支給される職員の期末手当の額が、改正後の条例第18条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

- 3 前項の規定の適用を受ける職員の平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の条例第18条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額から前項の差額（その額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額）を減じて得た額とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて

支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成15年2月24日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4項、第6項及び第7項の規定は、同年4月1日から施行する。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下この項において「改正後の給与条例」という。)第18条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第23条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下次項において「基準額」という。)から、次項に掲げる額に相当する額を減じた額とする。この場合において、次項の額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 3 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与条例第18条第1項後段又は第23条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのものについて支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 4 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の給与条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2号中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と、同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1か月15日未満」とする。

(委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(海部地区休日診療所組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正等)

- 6 海部地区休日診療所組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年海部地区休日診療所組合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第1項中「3か月以内(基準日が12月1日であるときは、6か月以内)」を「6か月以内」に改める。

- 7 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の海部地区休日診療所組合職員の育児休業等に関する条例第5条の3第1項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは、「3か月以内」とする。

附 則 (平成15年11月28日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第23条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額管理者の定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成15年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(委任)

- 3 附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成17年11月30日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第23条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（管理者の定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成17年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当及び調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月からこの条例の施行の日の

属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

3 附則第2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成18年2月27日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 附則第2項及び附則第3項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の給与条例の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年海部地区急病診療所組合条例第7号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者)にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(管理者の定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.59

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項の規定については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年海部地区休日診療所組合条例第2号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例)

- 9 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第6条第5項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

(委任)

- 10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(海部地区休日診療所組合職員の旅費に関する条例の一部改正)

- 11 海部地区休日診療所組合職員の旅費に関する条例（平成2年海部地区休日診療所組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表区分の欄中「4級以上」を「3級以上」に、「3級以下」を「2級以下」に改め、同表の2の表区分の欄中「6級」を「4級」に、「5級」を「3級」に改める。

- 12 前項の規定による改正後の海部地区休日診療所組合職員の旅費に関する条例の規定は、切替日以後に出発する旅行から適用し、切替日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(海部地区休日診療所組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 13 海部地区休日診療所組合職員の育児休業等に関する条例（平成4年海部地区休日診療所組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「その職務に復帰した日（以下この項において「復帰の日」という。）又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月

額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後のその者の最初の昇給に係る期間を短縮する」を「管理者の定めるところにより、号給を調整する」に改め、同条第2項を削る。

附則別表第1 職務の級の切替表 (附則第2項関係)

給料表	
旧級	新級
1級	1級
2級	
3級	2級
4級	3級
5級	
6級	4級
7級	5級
	6級

附則別表第2 給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号俸	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	5	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17

8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47

	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53
17	3月未満		85	65	57	69	57	53
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56
	12月以上		89	69	59	73	61	57
18	3月未満		89	69	59	73	61	57
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60
	12月以上		93	73	61	77	65	61
19	3月未満		93	73	61	77	65	61
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64
	12月以上		93	77	62	81	69	65
20	3月未満			77	62	81	69	65
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68
	12月以上			81	63	85	73	69
21	3月未満			81	63	85	73	69
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72
	12月以上			85	65	89	77	73
22	3月未満			85	65	89	77	73
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76
	12月以上			89	67	93	81	77
23	3月未満			89	67	93	81	

	3月以上6月未満			90	67	94	82	
	6月以上9月未満			91	68	95	83	
	9月以上12月未満			92	68	96	84	
	12月以上			93	69	97	85	
24	3月未満			93	69	97	85	
	3月以上6月未満			94	70	98	86	
	6月以上9月未満			95	71	99	87	
	9月以上12月未満			96	72	100	88	
	12月以上			97	73	101	89	
25	3月未満			97	73	101		
	3月以上6月未満			98	73	102		
	6月以上9月未満			99	74	103		
	9月以上12月未満			100	74	104		
	12月以上			101	75	105		
26	3月未満			101	75	105		
	3月以上6月未満			102	75	106		
	6月以上9月未満			103	76	107		
	9月以上12月未満			104	76	108		
	12月以上			105	77	109		
27	3月未満			105	77			
	3月以上6月未満			106	78			
	6月以上9月未満			107	79			
	9月以上12月未満			108	80			
	12月以上			109	81			
28	3月未満			109	81			
	3月以上6月未満			110	82			
	6月以上9月未満			111	83			
	9月以上12月未満			112	84			
	12月以上			113	85			
29	3月未満			113				
	3月以上6月未満			114				
	6月以上9月未満			115				
	9月以上12月未満			116				
	12月以上			117				
30	3月未満			117				
	3月以上6月未満			118				
	6月以上9月未満			119				
	9月以上12月未満			120				

	12月以上			121				
31	3月未満			121				
	3月以上6月未満			122				
	6月以上9月未満			123				
	9月以上12月未満			124				
	12月以上			125				
32	3月未満			125				
	3月以上6月未満			125				
	6月以上9月未満			125				
	9月以上12月未満			125				
	12月以上			125				

附 則 (平成19年2月26日条例第3号)

(施行期日)

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)
- 海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年海部地区休日診療所組合条例第2号)附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの条例による改正後の海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例第9条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年海部地区休日診療所組合条例第2号)附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。
(海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年海部地区休日診療所組合条例第2号)の一部を次のように改正する。
附則第8項中「及び第9条第2項」を削り、「給与条例第7条第2項中」を「同項中」に改め、「。以下「平成18年改正条例」という。」及び「と、給与条例第9条第2項中「給与月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」」を削る。

附 則 (平成20年2月8日条例第2号)

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(海部地区休日診療所組合職員の給与に関する条例(以下「条例」という。)第19条第2項第1号の改正規定を除く。)による改正後の条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は平成19年4月1日から、第1条の規定(条例第19条第2項第1号の改正規定に限る。)による改正後の条例の規定は同年12月1日から適用する。

(平成22年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

3 平成22年3月31日までににおけるこの条例による改正後の条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「100分の3」とあるのは「100分の7」とする。

(給与の内払)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成20年8月18日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

附 則 (平成21年5月29日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年8月24日条例第5号)

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月30日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例第18条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(海部地区急病診療所組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年海部地区休日診療所組合条例第7号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第23条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例第22条に規定する職員を除く。以下同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであ

るものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者の定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して管理者の定めるものを除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

3 平成21年4月1日から同年12月1日までの間において管理者の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び管理者の定める者との権衡を考慮して管理者の定める額」とする。
(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成22年11月30日条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第23条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第5項、の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例(以下この号において「給与条例」という。))第22条及び附則第2項に規定する職員を除く。以下同じ。)以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(改正後の給与条例附則第5項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年海部地区休日診療所組合条例第2号)(附則第5項の規定を受けない職員に限る。))からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。))となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者の定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給 料 表	職 務 の 級	号 給
給 料 表	1 級	1 号給から 9 3 号給まで
	2 級	1 号給から 6 4 号給まで
	3 級	1 号給から 4 8 号給まで
	4 級	1 号給から 3 2 号給まで
	5 級	1 号給から 2 4 号給まで
	6 級	1 号給から 1 6 号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して管理者の定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の0.28を乗じて得た額

2 平成22年4月1日から同年12月1日までの間において管理者の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び管理者の定める者との権衡を考慮して管理者の定める額」とする。
(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

第3条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第5項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例（平成22年条例第1号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（委任）

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（海部地区急病診療所組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 海部地区急病診療所組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成9年海部地区休日診療所組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項中「（附則第6条までの規定を除く。）」を削る。

附則に次の一条を加える。

（海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え）

第4条 海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例附則第5項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「第20条第2項」とあるのは、「附則第8項」とする。

附 則（平成23年11月28日条例第1号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成23年12月1日から施行する。

（平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成23年12月に支給する期末手当の額は、海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第18条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第23条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは附則第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（給与条例第22条及び附則第2項に規定する職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（平成17年改正条例附則第5項の規定を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（平成23年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち管理者の定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当及び住居手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対

象職員以外の職員であった期間その他の管理者の定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して管理者の定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

給 料 表	職 務 の 級	号	給
給 料 表	1 級	1 号給から 9 3 号給まで	
	2 級	1 号給から 7 6 号給まで	
	3 級	1 号給から 6 0 号給まで	
	4 級	1 号給から 4 4 号給まで	
	5 級	1 号給から 3 6 号給まで	
	6 級	1 号給から 2 8 号給まで	

(2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して管理者の定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の0.37を乗じて得た額

2 平成23年4月1日から同年12月1日までの間において管理者の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して管理者の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び管理者の定める者との権衡を考慮して管理者の定める額」とする。
(委任)

第3条 附則第2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成24年2月24日条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年2月13日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年2月23日条例第1号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第4条、第5条及び第6条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第19条第2項及び附則第9項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は平成26年4月1日から、第1条の規定(給与条例第19条第2項及び附則第9項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

第2条 平成26年4月1日(以下「適用日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

第3条 第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第4条 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(管理者が規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第5項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(給与条例第6条の2第1項に規定する再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないもの(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、管理者が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(平成30年3月31日までの間における地域手当に関する特例)

第6条 切替日から平成30年3月31日までの間における地域手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第2項	100分の6	100分の6を超えない範囲内で管理者が規則で定める割合
---------	--------	-----------------------------

(委任)

第7条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める

附 則 (平成28年3月3日条例第5号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から、第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年海部地区急病診療所組合条例第1号。以下「平成27年改正条例」という。)附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。
(委任)
- 4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則 (平成29年2月20日条例第2号)

(施行期日等)

- 第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第19条第2項及び附則第9項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は、平成28年4月1日から、第1条の規定(給与条例第19条第2項及び附則第9項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 第2条 第1条の規定による改正後の給与条例(以下この条において「改正後の給与条例」という。)の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年海部地区急病診療所組合条例第1号。以下「平成27年改正条例」という。)附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 第3条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例(以下この条において「第2条改正後給与条例」という。)第10条第3項の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までについては1人につき6,500円、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親

族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、第11条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過に
 「(2) 扶養親族より、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは (3) 扶養親族
 (4) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若し
 たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号
 たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号
 くは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経
 に該当する場合を除く。))
 に該当する場合を除く。))
 過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。))

と、同条第2項中「同
 」

項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶

者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

第4条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則 (平成30年2月23日条例第2号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3条及び第5条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年海部地区急病診療所組合条例第1号。以下この条において「平成27年改正条例」という。)附則第5条の規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第5条の規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号給の調整)

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例(以下この条において「給与条例」という。)第6条第3項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して管理者が規則で定める職員を除く。)その他当該職員との均衡上必要があると認められるものとして管理者が規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下この条において「育児休業法」という。)第11条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、海部地区急病診療所組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年海部地区休日診療所組合条例第7号。以下この条において「育児休業条例」という。)第16条の規定により読み替えられた給与条例第6条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児休業条例第18条の規定により読み替えられた給与条例第

6条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

(規則への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

(海部地区急病診療所組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第5条 海部地区急病診療所組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成9年海部地区休日診療所組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第4条を削る。

附 則(平成31年2月22日条例第1号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則(令和2年2月27日条例第1号)

この条例は、令和2年3月1日から施行する。

附 則(令和2年3月2日条例第2号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例第19条第2項第1号の改正規定(「、若しくは失職し」を削る部分に限る。))を除く。次条において同じ。)による改正後の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第19条第2項第1号及び別表第1の規定は、平成31年4月1日から適用する。 ↓

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則 (令和2年11月24日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年5月20日条例第1号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第18条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例(以下この条において「給与条例」という。)第18条第4項から第6項まで(海部地区急病診療所組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年海部地区休日診療所組合条例第7号)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第23条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この条において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員

127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

(定年の引上げに伴う給与に関する特例措置)

5 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及

び非常勤職員

(2) 海部地区急病診療所組合職員の定年等に関する条例(平成4年海部地区急病診療所組合条例第6号)第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第6条に掲げる職を占める職員

(3) 海部地区急病診療所組合職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

7 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(管理者が規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第5項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第7項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、管理者が規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

11 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項(第21条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第20条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第7項、第9項又は第10項の規定による給料の額との合計額」とする。

12 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月

額、附則第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則 (令和5年2月13日条例第2号)

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の海部地区急病診療所組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

別表第1 給料表 (第4条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	

33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800
43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500
50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600
52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000
53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400
54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100
63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400
64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900
69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100
70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400

71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			
100		296,900	344,800			
101		297,100	345,100			
102		297,400	345,500			
103		297,800	345,900			
104		298,100	346,300			
105		298,300	346,800			
106		298,600	347,200			
107		299,000	347,600			
108		299,300	348,000			

109		299,500	348,500				
110		299,900	348,900				
111		300,300	349,200				
112		300,600	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					
務 職 員 以 外		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第22条に規定する職員を除く。

別表第2 等級別基準職務表 (第5条関係)

職務の 級	職 務 の 内 容
1 級	係員の職務
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う係員の職務
3 級	係長の職務
4 級	課長補佐の職務
5 級	課長の職務
6 級	事務局長の職務